

25 契 第 1649 号
平成 25 年 10 月 2 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

専任を要する主任技術者及び現場代理人の配置に関する取り扱いの一部改正について

会津若松市における専任を要する主任技術者及び現場代理人(以下「技術者等」という。)の配置につきまして、下記のとおり一部を改正いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 技術者等の「兼務を可とする要件」の拡大について

技術者等の配置について、現行における「兼務を可とする要件」の一部を次のとおり拡大いたします。

(1) 近接した場所の取り扱い

【現行の取り扱い】

- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互間の距離が5 km 程度以内



※施工にあたり相互に調整を要する工事の例示

- ① 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する工事
- ② 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する工事 等

【改正案】

◇ 今般の改正における緩和内容

ア) 距離的要件・・・5km程度以内 ⇒ 10 km程度以内に拡大

イ) ※施工にあたり相互に調整を要する工事の例示(上記枠内)・・・①②に次の2件を追加



- ③ 資材の調達を一括で行う場合
- ④ 工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合
等 ※建築工事でも適用

◆改正後の「近接した場所」の取り扱い

- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互間の距離が 10km 程度以内

2 適用日

平成 25 年 10 月 3 日より、当面の間、適用いたします。

なお、現在、両工事が施工中の場合も適用可といたします。この場合、技術者等の変更の手続きが必要となりますので、以下の注意点及び及び変更等の手続きの流れを参照ください。

施工中の工事を適用可とする場合の注意点

主任技術者、現場代理人とも、工事の継続性、品質、安全性の確保等に支障がないよう、次の点にご注意ください。

- ① 交代の時期は工程上の一定の区切りと認められる時点とすること
- ② 交代前後における技術力が同等以上に確保されること
- ③ 工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して現場に設置するなどの措置を講じること

兼務による変更等の手続き

※主任技術者については、発注機関が異なる場合も兼務可能です。現場代理人については、発注機関が異なる場合の兼務はできませんのでご注意ください。

1) 両工事とも施工中の場合において、技術者等の兼務を希望する場合

- ① 受注者は、主任技術者又は現場代理人の変更を行う工事の監督員に、「主任技術者・現場代理人兼務にかかる変更届」を提出してください。

↓

- ② 市は、兼務可の要件等に該当するかどうかなどを確認し、適正である場合に受理します。

※必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

2) 入札後の資格審査時において、他の工事の技術者等との兼務を希望する場合

- ① 落札候補者は、資格審査調書と併せて、「主任技術者・現場代理人兼務届出書」を契約検査課にファックスで提出してください。

↓

- ② 市は、兼務の要件等に該当するかなどを確認し、適正である場合に当該届出書を受理します。

兼務不可の場合には、落札候補者に対し、その旨を連絡いたします。

※「主任技術者・現場代理人兼務にかかる変更届」、「主任技術者・現場代理人兼務届出書」の様式については、後日、市のホームページに掲載してお知らせします。